

高齢者向け住まいにおける 飲食料品の提供の消費税の軽減税率

高齢者住まい事業者団体連合会

公益社団法人全国有料老人ホーム協会
一般社団法人全国介護付きホーム協会
一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会
一般社団法人高齢者住宅協会

20181214

2019年10月消費税引き上げ（10%）時の介護報酬改定等

新処遇改善加算

介護人材等の処遇改善のため
の介護報酬改定
～経験・技能のある介護職員に
重点化～

基本単位微増

消費税2%引き上げに伴う
仕入れ物件費分の
介護報酬アップ[°]（約0.4%）

食費の軽減税率

有料老人ホーム・サ付き住宅の
飲食料品の提供に対する
軽減税率（8%）の導入

* 一食につき640円以下、累計額
1,920円に達するまで

* 2021年度介護保険制度改正、
介護報酬改定は、これからの議論

新しい経済政策パッケージで考慮されている視点

社保審一介護給付費分科会
第163回(H30.10.31) 資料2より

○ 介護職員の確保は重要であり、これまでも他職種との賃金差等も踏まえ、処遇改善を進めてきたところであるが、今般の「新しい経済政策パッケージ」において考慮している視点として以下の3点があるところ。

① 介護職員の更なる処遇改善

介護離職ゼロに向け、最大の課題は介護人材の確保。処遇改善を更に進める必要

② 経験・技能のある職員に重点化

- ・ 介護職員の平均勤続年数は、全産業や他職種と比較して短い
- ・ 介護職員の賃金は全産業や他職種と比較して低い
- ・ 介護のケアの質の向上を図る観点からも、介護現場への定着促進につなげる必要

③ 柔軟な運用を認めること

①、②の趣旨を損なわない程度で、介護以外の職種に配分可能とし、介護事業所の賃金のベースアップ等につなげる必要

新しい経済政策パッケージ（抜粋）（平成29年12月8日閣議決定）

第2章 人づくり革命 5. 介護人材の処遇改善
（具体的内容）

人生100年時代において、介護は、誰もが直面し得る現実かつ喫緊の課題である。政府は、在宅・施設サービスの整備の加速化や介護休業を取得しやすい職場環境の整備など、これまでも介護離職ゼロに向けた重層的な取組を進めてきたところである。安倍内閣は、2020年代初頭までに、50万人分の介護の受け皿を整備することとしているが、最大の課題は介護人材の確保である。介護人材を確保するため、2017年度予算においては、介護職員について、経験などに応じて昇給する仕組みを創り、月額平均1万円相当の処遇改善を行うなど、これまで自公政権で月額4万7000円の改善を実現してきたが、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、②経験・技能のある職員に重点化を図りながら、①介護職員の更なる処遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう③柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

（実施時期）

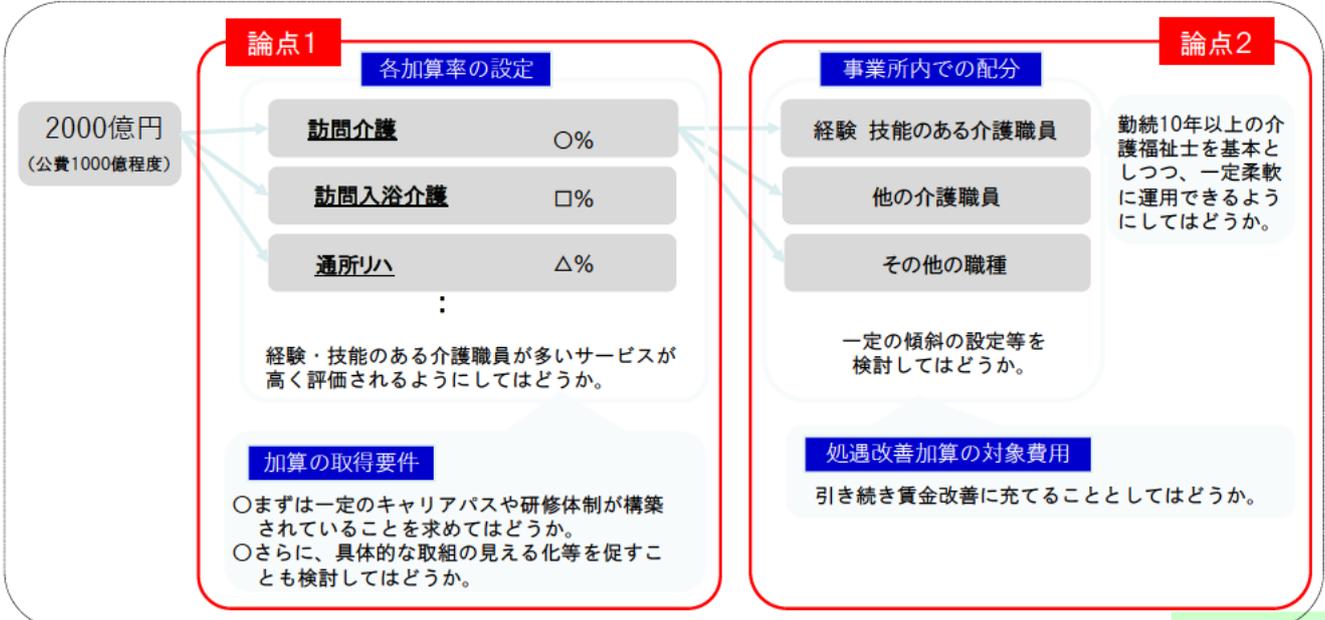
こうした処遇改善については、消費税率の引上げに伴う報酬改定において対応し、2019年10月から実施する。

更なる処遇改善について①

社保審一介護給付費分科会
第163回(H30.10.31) 資料2より(一部改変)

基本的な考え方

- 介護職員については、介護離職ゼロに向け、今後更にその確保が必要となる。これまでも他職種との賃金差等も踏まえ、処遇改善による人材確保等を進めてきたが、現状においても、人材確保等が極めて難しい状況があるため、処遇改善を一層進め、介護現場で長く働くことができる環境づくりや人材確保につなげていく必要。
- このため、まずは、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、介護職員の処遇改善を行うこととし、その趣旨を損なわない程度において、その他の職種にも一定程度処遇改善を行うこととしてはどうか。

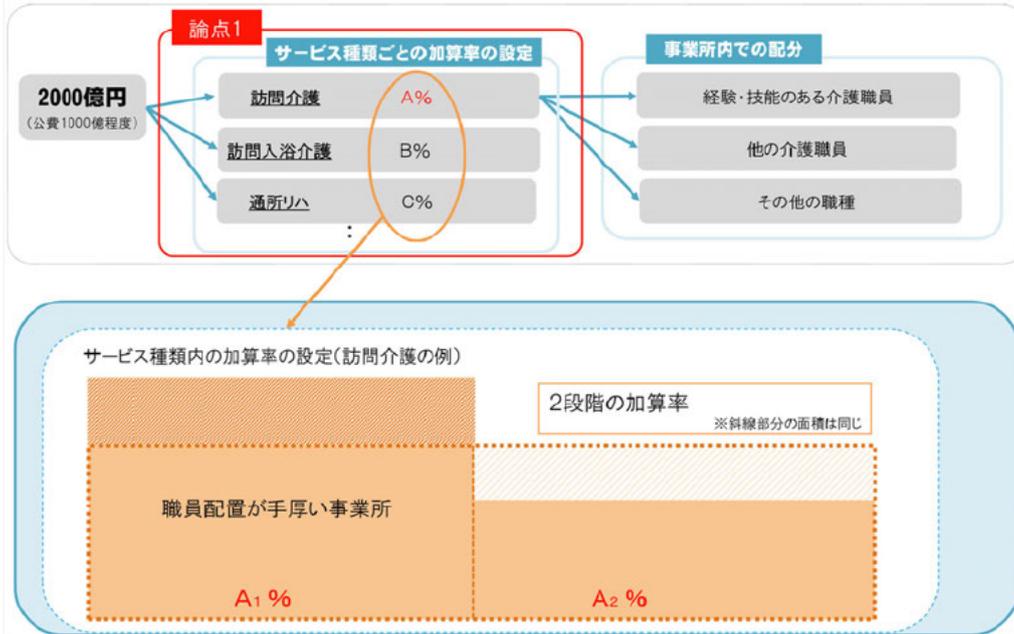


1. 新しい加算の取得要件

- (1) 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること
- (2) 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、職場環境等についての改善の取組を複数行っていること
- (3) 処遇改善加算に基づく取組について、HPへの掲載などを通じた見える化を行っていること

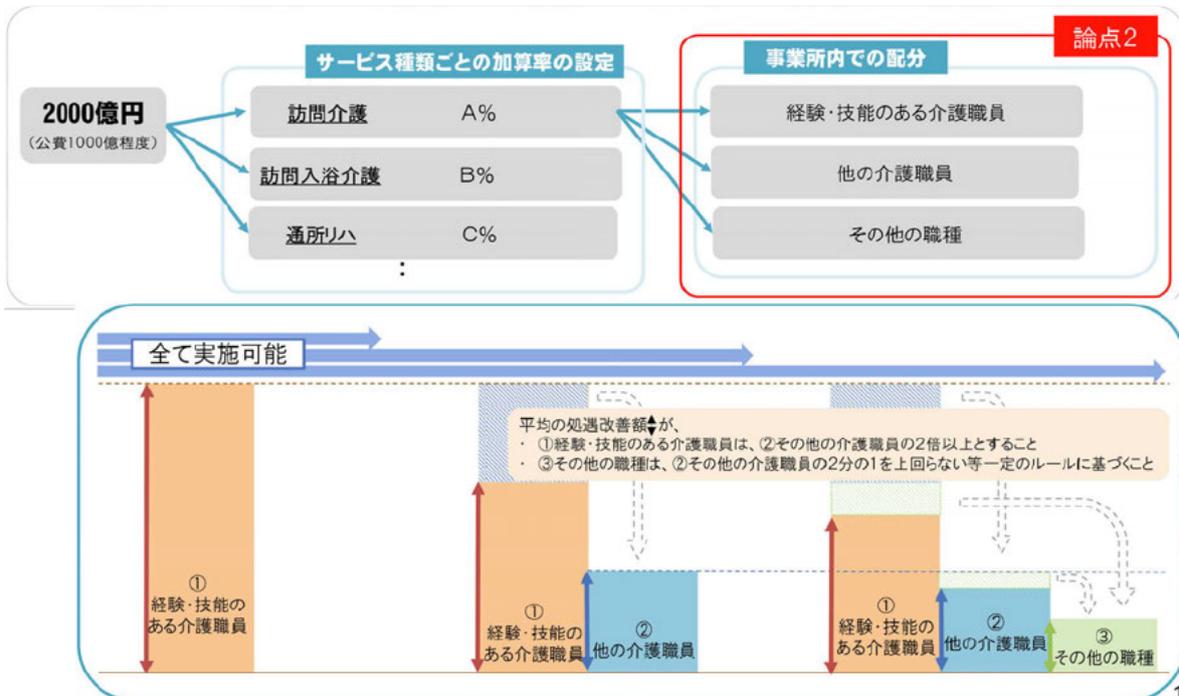
2. 加算率の設定

現行の介護職員処遇改善加算とは別に、サービス種類毎の加算率が設定。さらにサービス提供体制強化加算等の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定。



3. 事業所内の配分方法

- (1) ①経験・技能のある介護職員（介護福祉士を要件としつつ、事業所の裁量で設定）、②他の介護職員、③その他の職種の平均処遇改善額が、①が②の2倍以上、③が②の1/2以下。
- (2) ①の中に、「月額8万円」の処遇改善となる者又は「改善後の賃金が年収440万円以上」となる者を設定する。*小規模な事業所で開設したばかりなどは、合理的な説明を求める。
- (3) ③については、改善後の賃金が440万円を超えない場合にのみ改善を可能とする。



飲食料品の提供の消費税の軽減税率 1.法令の構造

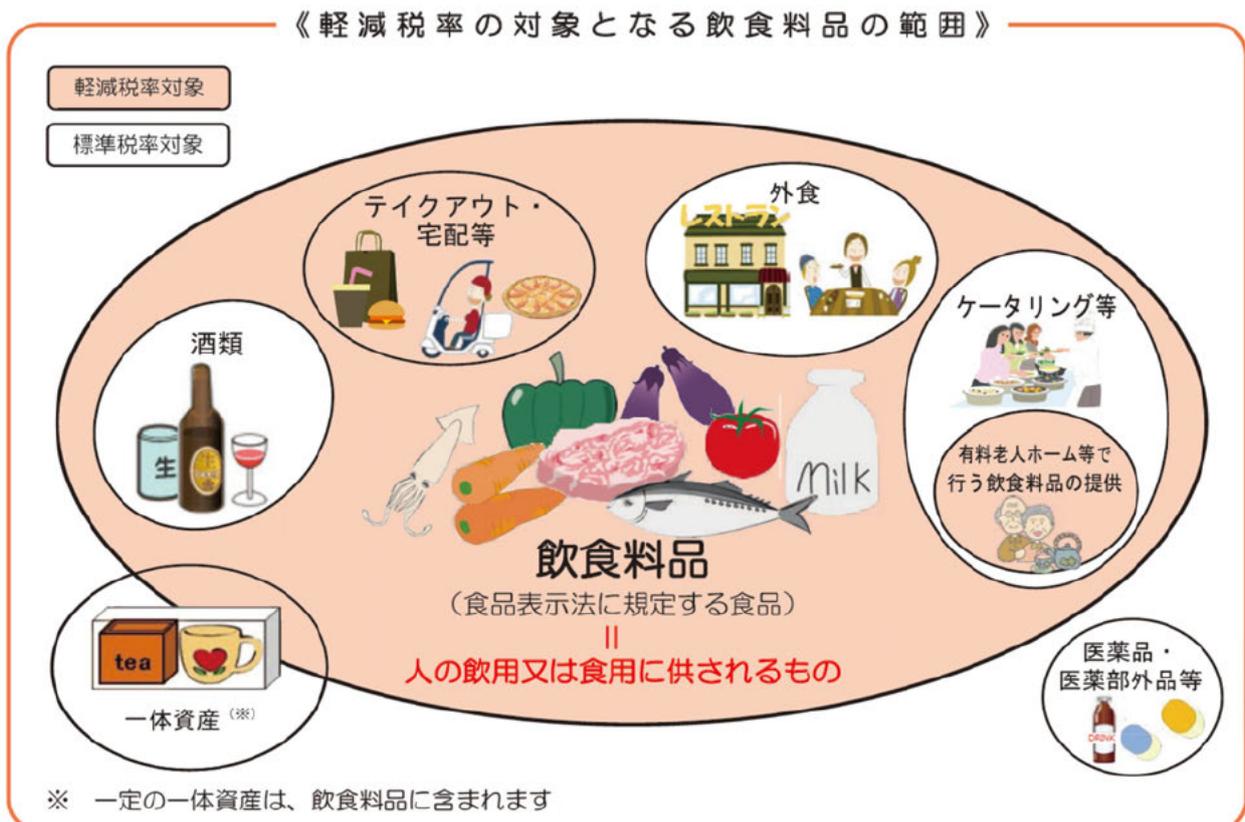
1. 法令の構造

1. 2019年10月から、消費税は10%に引き上げ（大原則）
2. 飲食料品の譲渡は、軽減税率（8%）に該当（原則）
3. 飲食料品の譲渡の中でも、ケータリング（相手方が指定した場所において調理等の役務を伴う飲食料品の提供）は、軽減税率（8%）の対象外（例外）
4. ケータリングの中でも、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等において、入居者に対する一定の基準の飲食料品の提供は、軽減税率（8%）の対象（例外の例外）

※特養、老健、介護医療院、軽費老人ホーム（ケアハウス）、通所（デイ）、認知症グループホーム等は、食費・食材費はもともと非課税です。

6

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 1.法令の構造



よくわかる消費税軽減税率制度（国税庁）

7

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 1.法令の構造

高齢者向け住まいにおいて行う飲食料品の提供が軽減税率の適用対象とされているのはなぜですか。

また、1食あたり640円以下等の金額基準が設けられたのはなぜですか。

- 高齢者向け住まいで提供される食事は、当該施設で日常生活を営む入居者の求めに応じて、入居者が指定した場所（当該施設）において施設設置者等が調理等をして提供するものですから、一義的には、標準税率（10%）が適用される「ケータリングサービス」に該当すると考えられます。
- しかし、原則、こうした飲食料品の提供は、通常の「ケータリングサービス」のように**自らの選択で受けるものではなく、日常生活を営む場において他の形態で食事をとることが困難なことから、入居者はこれらの施設設置者等が提供する飲食料品を食べざるを得ないという事情**があるため、一定の要件を満たすものは軽減税率（8%）の適用対象としたものです。
 - ※ 高齢者向け住まいの**居室において行われる飲食料品の提供も**、食堂等で行われる飲食料品の提供も、どちらも、一定の要件を満たすものは軽減税率の**適用対象**となります。
- また、**金額基準**については、**上記趣旨及び標準税率が適用される外食との間のバランスを考慮し**、設けたものになります。具体的な金額基準については厚労省告示である「入院時食事療養費算定基準」を引用しています。

【高住連Q&A問2】

8

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 2.対象者

2. 対象者

1. 入居者の要件（有料老人ホーム）＝サービス付き高齢者向け住宅の入居者の要件

- ① 60歳以上の者
- ② 要介護認定・要支援認定を受けている60歳未満の者
- ③ それらの者と同居している配偶者

2. 高齢者向け住まい内であれば、提供場所が食堂でも居室でも対象

3. 入居者に該当すれば対象

- ① 短期利用（介護保険の短期利用特定施設入居者生活介護、介護保険外の短期利用）
- ② 体験入居・体験利用

4. 家族等の来訪者、外部利用者、職員は対象外

⇒入居者と入居者以外のいずれもが利用することができる食堂等を運営する場合には、販売の際に、確認を行うなどし、適用税率を判断することが必要。

9

3. 金額基準

- 1食につき640円以下
- その累計額が1日1,920円に達するまで
- ただし、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供をあらかじめ書面により明らかにしているときは、当該対象飲食料品のみで累計額を計算

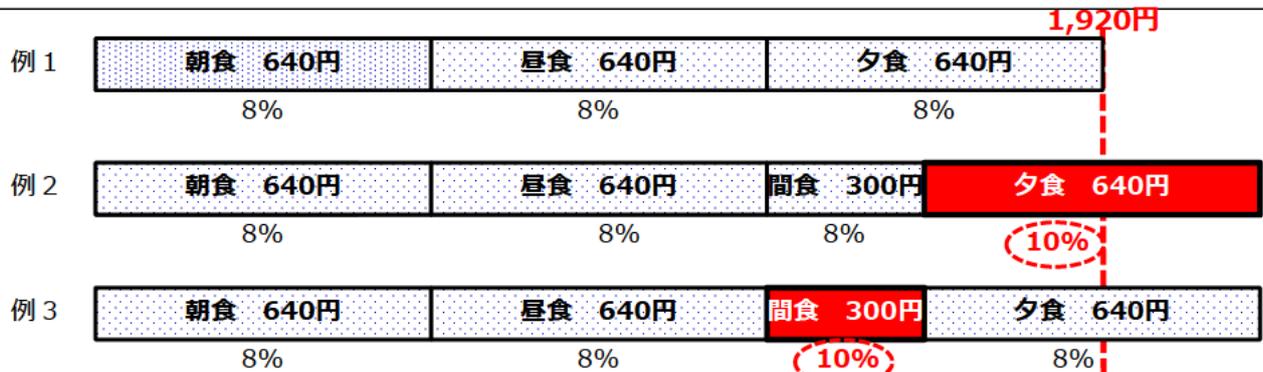
■ 1食につき640円以下であるもの

640円を超える食事については、軽減税率の対象とはならない

- 例 640円 → 8%
- 650円 → 10%

■ 1日の食費の累計額が1,920円に達するまでのもの

1日の食費の累計額が1,920円を超える場合、超えた食事については軽減税率の対象とはならない。ただし、あらかじめ書面により累計額の計算の対象となる食事を明らかにしている場合は、その方法による。



※例3は、間食を軽減税率の対象としないことをあらかじめ書面により明らかにしている場合

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 3.金額基準

1.高齢者向け住まいにおいて、すべて税抜価格で、500円の朝食、550円の昼食、640円夕食と、15時に300円の間食（おやつ）を提供しています。これらの食事は、軽減税率の対象となりますか。

- ① 軽減税率の適用対象となる高齢者向け住まいにおいて行う飲食料品の提供とは、高齢者向け住まいにおいて、当該高齢者向け住まいの設置者又は運営者が、当該高齢者向け住まいの一定の入居者に対して、同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供の対価の額（税抜き）が**一食につき640円以下**であるもののうち、**その累計額が1,920円に達するまで**の飲食料品の提供です。
- ② ただし、設置者等が同一の日に同一の入居者等に対して行う飲食料品の提供のうち、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供（640円以下のものに限る。）を**あらかじめ書面により明らかにしている場合**には、その対象飲食料品の提供の対価の額によりその累計額を計算するものとされています。
- ③ ご質問の飲食料品の提供について、あらかじめ書面により、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を**明らかにしていない場合**は以下のとおりとなります。

朝食（軽減）	昼食（軽減）	間食（軽減）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
500円≤640円	550円≤640円	300円≤640円	640円≤640円	= 1,990円（1,350円）
（累計500円）	（累計1,050円）	（累計1,350円）	（累計1,990円）	

※ 夕食は、一食につき640円以下ですが、朝食から夕食までの対価の額の累計額が1,920円を超えていますので、夕食については、軽減税率の適用対象となりません。

- ④ なお、あらかじめ書面において、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を、**朝食、昼食、夕食と**していた場合は以下のとおりとなります。

朝食（軽減）	昼食（軽減）	間食（標準）	夕食（軽減）	合計（内軽減税率対象）
500円≤640円	550円≤640円	300円≤640円	640円≤640円	= 1,990円（1,690円）
（累計500円）	（累計1,050円）	累計対象外	（累計1,690円）	

12

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

4. 金額基準の適用方法

1. 一食ずつ価格を定めている場合
2. 月額定額で定めている場合
3. 欠食時の取り扱い
4. 契約に「食材費」「厨房管理費」を明記している場合
5. 契約に食費を月額定額で定め、欠食の場合の単価を定めている場合
6. 契約に「食材費」のみ明記している場合
7. 食堂でその都度、注文する場合

13

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

2.食費を、月額定額54,000円（税抜）と定めている場合、軽減税率の対象となりますか。

□ 軽減税率の適用対象となるかどうかは、合理的と認められる方法により、日額および1食当たりの食費を計算します。したがって、次のような**計算方法で差し支えありません**。なお、いずれの計算方法を取るのか、入居者に対してあらかじめ書面により明らかにしておくことが適当です。

A) $54,000円 \div 当該月の日数 \div 3食$

a. 2月の日数が28日の場合、1,928円/日 (> 1,920円)、642円/食 (> 640円)

b. 30日の月の場合、1,800円/日 (< 1,920円)、600円/食 (< 640円)

B) $54,000円 \div 30日 (どの月でも一律) \div 3食$

● 1,800円/日 (< 1,920円)、600円/食 (< 640円)

C) $54,000円 \times 12ヶ月 \div 365日 \div 3食$

● 1,775円/日 (< 1,920円)、591円/食 (< 640円)

14

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

3.入居者との契約において、次のように「欠食」に関する定めがある場合、1食あたり640円以下等の金額基準はどのように計算すればよいですか。

《事例》

日額固定金額（2,100円/日）を定めており、欠食割引（1回300円割引）の定めがある場合

- ① 高齢者向け住まいの設置者等が飲食料品の提供を行う予定であったものについて、**入居者の事情により、その提供を受けないもの（以下「欠食」といいます。）が一部にあったとしても、その対価の支払いが行われる（欠食割引がある場合を含みます）ときは、設置者等が提供した飲食料金を単に入居者が飲食しなかったもの**といえます。
- ② したがって、当該欠食に係る対価の額については、飲食料品の提供に係る対価の額にほかならないことから、原則として、1日（1食）あたりの金額の計算対象に含め、**累計額等の計算**を行います。
- ③ 具体的な適用税率の判定は次のとおり行うことになります

（例）ご質問のケース

※この場合、朝・昼・夕食の内訳は $2,100円 \div 3食 = 700円$ となります。

①欠食がなかった場合

朝食（標準）	昼食（標準）	夕食（標準）	合計（内軽減税率適用対象）
$700 > 640$	$700 > 640$	$700 > 640$	$= 2,100 (0 \leq 1,920)$
（累計0）	（累計0）	（累計0）	

②朝食を欠食した場合

朝食（軽減）	昼食（標準）	夕食（標準）	合計（内軽減税率適用対象）
$400(700-300)$	$700 > 640$	$700 > 640$	$= 1,800 (400 \leq 1,920)$
（累計400）	（累計400）	（累計400）	

【高住連Q&A問7】

15

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

4.厨房管理費を、月額定額27,000円（税抜）と定めていて、食材費（欠食時には請求しない）を朝食200円、昼食300円、夕食400円と定めている場合は、軽減税率の対象となりますか。

① 厨房管理費を次のような方法で計算し、判定する方法が考えられます。なお、いずれの計算方法を取るのか、入居者に対してあらかじめ書面により明らかにしておくことが適当です。

A) 27,000円÷当該月の日数÷3食

a. 2月の日数が28日の場合、厨房管理費964円/日、321円/食

朝食（軽減）	昼食（軽減）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
521円≤640円	621円≤640円	721円>640円	= 1,863円（1,142円）
（累計521円）	（累計1,142円）	（累計1,142円）	

b. 30日の月の場合、厨房管理費900円/日、300円/食

朝食（軽減）	昼食（軽減）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
500円≤640円	600円≤640円	700円>640円	= 1,800円（1,100円）
（累計500円）	（累計1,100円）	（累計1,100円）	

B) 27000円×12ヶ月÷365日÷3食

● 厨房管理費 887円/日、295円/食

朝食（軽減）	昼食（軽減）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
495円≤640円	595円≤640円	695円>640円	= 1,785円（1,090円）
（累計495円）	（累計1,090円）	（累計1,090円）	

② 軽減税率の対象となる食事と対象とならない食事がある中で、月額定額27,000円の厨房管理費の請求金額を分けて税率を明示する必要があります。請求金額が27,000円とならない場合（特に上記B)の場合）軽減税率対象を優先し、請求金額を軽減税率対象外とします。

- 上記B)の場合 軽減税率対象 = 27,000円 ÷ 365日 ÷ 3食 × 当該月の日数
軽減税率対象外 = 887円/日 × 当該月の日数

確認中

16

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

5.食費を、月額定額54,000円（税抜）と定めていて、欠食時に減額する金額（≒食材費相当額）を、朝食200円、昼食300円、夕食400円と定めている場合は、軽減税率の対象となりますか。

① 厨房管理費を次のような方法で計算し、判定する方法が考えられます。なお、いずれの計算方法を取るのか、入居者に対してあらかじめ書面により明らかにしておくことが適当です。

A) (54,000円 - (200円 + 300円 + 400円) × 当該月の日数) ÷ 当該月の日数 ÷ 3食

a. 2月の日数が28日の場合、厨房管理費1,028円/日、342円/食

朝食（軽減）	昼食（標準）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
542円≤640円	642円>640円	742円>640円	= 1,926円（542円）
（累計542円）	（累計542円）	（累計542円）	

b. 30日の月の場合、厨房管理費900円/日、300円/食

朝食（軽減）	昼食（軽減）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
500円≤640円	600円≤640円	700円>640円	= 1,800円（1,100円）
（累計500円）	（累計1,100円）	（累計1,100円）	

B) (54,000円 × 12ヶ月 - (200円 + 300円 + 400円) × 365日) ÷ 365日 ÷ 3食

● 厨房管理費 875円/日、291円/食

朝食（軽減）	昼食（軽減）	夕食（標準）	合計（内軽減税率対象）
491円≤640円	591円≤640円	691円>640円	= 1,773円（1,082円）
（累計491円）	（累計1,082円）	（累計1,082円）	

② 軽減税率の対象となる食事と対象とならない食事がある中で、月額定額54,000円の請求金額を分けて税率を明示する必要があります。なお、請求金額が54,000円とならない場合（特に上記B)の場合）軽減税率対象を優先し、54,000円を軽減税率対象外とします。

- 上記B)の場合 軽減税率対象 = 54,000円 ÷ 365日 ÷ 3食 × 当該月の日数
軽減税率対象外 = 875円/日 × 当該月の日数

確認中

17

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

6. 厨房管理費は「管理費」に含まれていて月額定額50,000円（税抜）と定めています。食費としては、食材費（欠食時には請求しない）を朝食200円、昼食300円、夕食400円と定めている場合は、軽減税率の対象となりますか。高齢者向け住まいの共用部の維持・管理に係る「管理費」に「厨房管理費」が含まれているものの明確に区分できない場合、どうすれば良いですか。

- ① 契約において飲食料品の提供に係る「厨房管理費」が共用部の維持・管理についての費用（管理費）に含まれている場合であっても、飲食料品の提供に係る「厨房管理費」が明らかな場合には、「食材費」と「厨房管理費」を合計して飲食料品の提供に係る対価の額を明らかにする必要があります。
- ② その上で、飲食料品の提供に係る対価の額が、一定の金額以下という要件を満たすものであればその金額は軽減税率の適用対象となります。
- ③ 他方、ご質問のように「**管理費**」に含まれる「**厨房管理費**」が**明らかではない場合に、別途区分することまで求めるものではありません。**
- ④ その場合には、「食材費」のみを消費税法上の飲食料品の提供の対価の額の累計額の計算の対象とすることを書面により明らかにして、「1食あたり640円（税抜き）以下」の判定を行うことができます。

【高住連Q&A問6 後段】

18

飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4.金額基準の適用方法

7. 当ホームでは、朝食500円、昼食700円、夕食700円（いずれも税抜き）の決められた食事のほか、コーヒー200円、ケーキ400円、そば・うどん500円（いずれも税抜き）を注文することができます。朝食の代わりにコーヒーのみ、昼食の代わりにそば・うどんを召し上がる方もいます。朝食500円、昼食700円、夕食700円（いずれも税抜き）の**決められた食事のみを、軽減税率の一食640円以下、1日1,920円以下の金額基準の判定対象として書面で定めることにより、****コーヒー、ケーキ、そば・うどんは、判定対象外（標準税率）**とできますか。

可能です。

8. 当ホームでは、メインダイニングにおける食事のほか、喫茶室において軽食等を注文することができます。喫茶室における軽食等も含めて、軽減税率の対象かどうか判定しなければいけませんか。

喫茶室における軽食等も、軽減税率の対象とすることも可能ですが、**あらかじめ書面によって明らかにすることにより軽減税率の金額基準の判定対象外とする（メインダイニングの食事のみを判定対象とする）ことも可能**です。

【高住連Q&A問8 後段】

19

9.高齢者向け住まいにおいて行う飲食料品の提供の「全て」について、軽減税率の累計額の計算の対象となる飲食料品の提供の対象とならないことを、あらかじめ書面により明らかにすることは認められるか。

- ① 軽減税率の累計額の計算の対象となる飲食料品の提供をあらかじめ書面により明らかにした場合には、その対象飲食料品の提供の対価の額によりその累計額を計算するものとされています。
- ② ご質問のように、高齢者向け住まいの設置者等が入居者に対し当該施設において行う飲食料品の提供の「全て」について、**軽減税率の累計額の計算の対象となる飲食料品の提供の対象とならないことをあらかじめ書面により明らかにした場合**には、その高齢者向け住まいの設置者等が入居者に対し当該施設において行う飲食料品の提供全体が**標準税率の対象**となります。
 - * **入居者をご納得されるかどうかは別問題**ですが…
- ③ なお、上記により標準税率が適用されるのは飲食料品の提供であり、**単なる飲食料品の譲渡には軽減税率が適用**されることとなります。

【高住連Q&A問9】

20

5. 飲食料品の販売

□ 飲食料品の販売（譲渡）は、すべて軽減税率（8%）

- ① ホーム内の売店での飲食料品の販売
- ② 宅配弁当、出前の購入

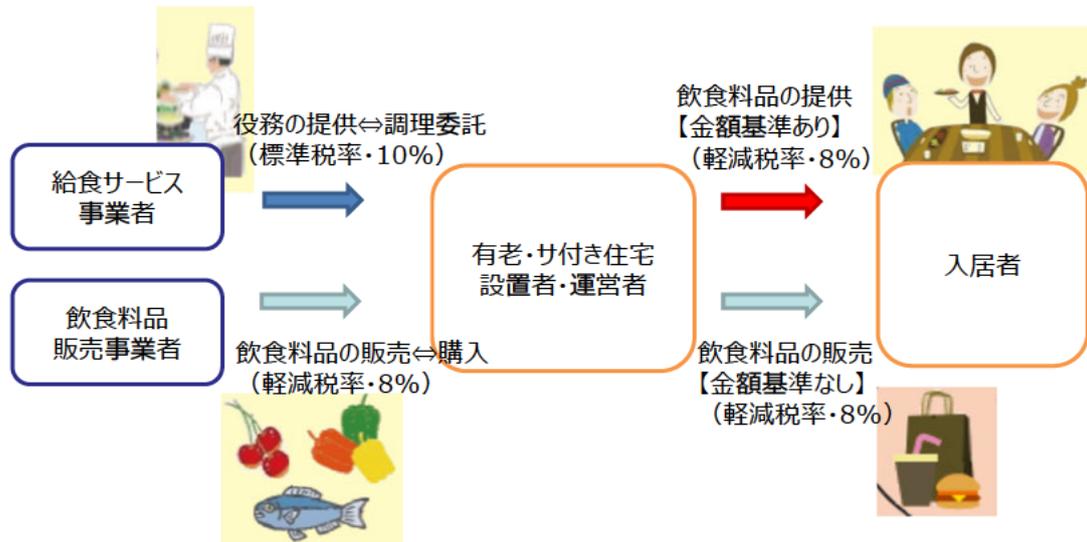
* 「飲食料品の販売」の場合は、金額基準は適用されない
= 金額に関係なく、軽減税率の適用

* 当該売店に付随する飲食設備で飲食させる食事の提供に該当する場合には、軽減税率の対象外

21

6. 厨房委託契約と食品の仕入れ

1. ホームと厨房委託会社の厨房委託契約は、10%
2. ホームが食品を仕入れる場合の消費税は、8%
3. クックチル形式も「販売・購入」の売買契約の場合は、8%



飲食料品の提供の消費税の軽減税率 4. 金額基準の適用方法

10. 当社は、給食事業を営んでいます。有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき、その有料老人ホームにおいて入居者に提供する食事の調理を行っていますが、当社の行う受託業務についても、軽減税率の適用対象となりますか。

- ① 軽減税率の適用対象となる有料老人ホームにおいて行う飲食料品の提供は、有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供に限られています（改正法附則34①一ロ、改正令附則3②一）。
- ② 貴社が有料老人ホームとの給食調理委託契約に基づき行う食事の調理は、受託者である貴社が、委託者である有料老人ホームに対して行う**食事の調理に係る役務の提供**ですので、**軽減税率の適用対象外**です（軽減通達13）。

7. 準備事項

1. 各ホーム・住宅の食費に対する軽減税率適用の確認
2. 現入居者に対する説明・周知
 - 介護報酬改定（新処遇改善加算・基本単位微増）に伴う変更とともに
 - 累計額の計算の対象を「書面により明らかにする」とは？
3. 契約書、重要事項説明書、パンフレット等の改定
 - ① 介護報酬改定（新処遇改善加算・基本単位微増）〔利用者負担額を表示している場合〕
 - ② 管理費、食費〔消費税込み価格を表示している場合〕
 - ③ 飲食料品の提供のうち、累計額の計算の対象となるもの〔限定する場合〕
4. 会計ソフトの対応状況の確認と必要なシステム改訂

軽減税率対策補助金

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金

*参考資料：中小企業庁の情報提供WEBより。
補助金申請の相談は、0120-398-111

軽減税率対策補助金とは

消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等に要する経費の一部を補助することにより、導入等の準備が円滑に進むよう支援する制度です。

複数税率対応として、2つの申請タイプがあります。

A型

複数税率対応レジの導入等支援

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。

※レジを使用して日頃から軽減税率対象商品を販売しており、将来にわたり継続的に販売を行うために複数税率対応レジを導入又は改修する事業者を支援します。

B型

受発注システムの改修等支援

電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。

※電子的受発注システムを使用して日頃から軽減税率対象商品を取引しており、将来にわたり継続的に取引を行うために受発注システムを改修・入替する事業者を支援します。

申請はいつでも受付、できるだけわかりやすく。申請サポートもあります。

- 基本的には、申請書（数枚）と、証拠書類（内訳の分かる支払いの証拠書類（領収書や請求書）、製品の証明書など）で申請できます。申請は随時受付を行います。
※複数台をまとめて申請するなどの場合は、追加で書類を作成いただく必要があります。
- A型及びB-2型は事後申請、B-1型は事前申請になります。
- 申請書の作成サポートも充実しています。
 - ・ A型は一部販売店等による代理申請等が利用可能です。
 - ・ B型はシステムベンダー等による代理申請を原則としています。（※自らパッケージ製品・サービスを購入し導入した場合には、その限りではありません。）

「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日(2016年3月29日)から**2019年9月30日**までに導入または改修等が完了したものが支援対象となります。

- 申請受付期限
 - A型及びB-2型：**2019年12月16日**までに申請（事後申請）
 - B-1型：上記期限（**2019年9月30日**）までに事業を完了することを前提に、**2019年6月28日**までに交付申請を行ってください。
完了報告書は**2019年12月16日**までに提出してください。

参考

この他に、レジの導入・改修やシステムの改修・入替等の費用には、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の融資制度も活用できます。（最優遇金利です）
詳細は、お近くの公庫の支店までお問い合わせ下さい。

A型 複数税率対応レジの導入等支援

A型は、レジの種類や複数税率への対応方法（導入／改修）により合計4種類の申請方式に分かれます。

A-1型 レジ・導入型

複数税率対応の機能を有するPOS機能のないレジを対象機器とし、その導入費用を補助対象とします。

A-2型 レジ・改修型

複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用を補助対象とします。

A-3型 モバイルPOSレジシステム

複数税率対応した継続的なレジ機能サービスをタブレット、PC、スマートフォンを用いて利用し、レシートプリンタを含む付属機器を組み合わせることで新たに導入するものを補助対象とします。

A-4型 POSレジシステム

POSレジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する場合の費用を補助対象とします。

※リースによる導入も補助対象となります。

いずれも、補助額は、レジ1台あたり20万円が上限です。

- 基本的には、補助率は2/3ですが、1台のみ機器導入を行う場合でかつ導入費用が3万円未満の機器については補助率3/4、タブレット等の汎用端末についての補助率は1/2と、補助率が異なります。
- レジ本体のほかに、レジ機能に直結する付属機器等（バーコードリーダー・キャッシュドローア・クレジットカード決済端末・電子マネーリーダー・カスタマーディスプレイ・レシートプリンタ・ルーター・サーバ）も合わせて補助対象となります。
- それぞれの型において、補助額は1台あたり20万円が上限となります。また、新たに行う商品マスタの設定や機器設置（運搬費含む）に費用を要する場合は、さらに1台あたり20万円を上限に支援します。

複数台数申請等については、1事業者あたり200万円を上限とします。

- 複数台数申請等については、指定の申請書類を追加していただきます。

申請サポート制度が充実しています。

- メーカーや販売店・ベンダー等の協力による代理申請等が利用可能です。（A-4型は、代理申請又は共同申請が必須）

B型 受発注システムの改修等支援

B型は、指定事業者に改修等を依頼するか、事業者自身で行うかで2種類の申請方式に分かれます。

B-1型

受発注システム・指定事業者改修型

システムベンダー等に発注して、受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします。

B-2型

受発注システム・自己導入型

中小企業・小規模事業者等が自らパッケージ製品・サービスを購入し導入して受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします。

※リースによる入替も補助対象となります。

原則、既にEDI/EOS等の電子的受発注を利用している事業者が対象です。

- 取引先間でEDI/EOS等の電子的な受発注システムを利用している事業者（※1）の電子的受発注に必須となる商品マスタや、発注・購買管理、受注管理機能（※2）のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替を補助対象とします。
- 電子的受発注データのフォーマットやコード等の複数税率対応に伴う改修や、現在利用している電子受発注システムから複数税率対応したシステムへの入替を補助対象とします。

※1 電子的受発注システムは利用していないが、取引先の要請等により、新規にシステムを導入する場合は補助対象とします。

※2 受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージ製品・サービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、支援対象とします。

B-1型は、指定事業者による代理申請を原則とします。

- 専門知識を必要とするシステムの「改修・入替」のため、「指定事業者による代理申請制度」を導入します。申請者に代わって、システムベンダー等の指定事業者が申請します。
- 申請は2段階。改修・入替に着手する前の「交付申請」と、改修・入替が完了した後の「完了報告」が必要です。いずれも指定事業者が代理申請を行います。

※交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません。

B-2型は、事務局に登録されたパッケージ製品・サービスが対象です。

- 申請はB-1型とは異なり、改修・入替後に行うこととなります。

補助上限額は、発注システム側・受注システム側の改修・入替ごとに異なります。

- （小売事業者等の）発注システムの場合の補助上限額は1000万円、（卸売事業者等の）受注システムの場合の補助上限額は150万円で、両方の改修・入替が必要な場合の上限は1000万円となります。
- 補助率は、改修・入替に係る費用の2/3です。補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品・サービスについては、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率を乗じるものとします。

本補助金の詳細については、ホームページをご確認ください。随時更新されます。

<http://kzt-hojo.jp/>

また、お電話でも問合せを受け付けております。

軽減税率対策補助金事務局コールセンター（受付時間：9時～17時（土・日・祝除く））

0120 (398) 111/通話無料

0570 (081) 222/通話有料（IP電話等からの番号 03 (6627) 1317/通話有料）

レジメーカー・レジ販売店・システムベンダー等のみなさま
本補助金事業実施にあたり、以下について、ご協力をお願いいたします。

A-1型

レジ・導入型

- ・ レジメーカー様による事務局への指定メーカー登録申請、および対象製品型番登録申請
- ・ 指定レジメーカー様による「対象製品証明書」の発行

A-2型

レジ・改修型

- ・ レジメーカー様および販売店様等による「改修証明書」の発行

A-3型

モバイルPOSレジシステム

- ・ サービスベンダー様による事務局への指定ベンダー登録申請、および対象サービス・対象製品（対象パッケージ）型番登録申請
- ・ 指定ベンダー様による「対象サービス・対象製品（対象パッケージ）証明書」の発行

A-4型

POSレジシステム

- ・ POSレジメーカー様、ベンダー様による事務局への指定メーカー・ベンダー登録申請、および対象製品型番登録申請
- ・ 指定POSレジメーカー様、ベンダー様による「対象製品証明書」の発行

B-1型

受発注システム・指定事業者改修型

- ・ システムベンダー様による事務局への指定システムベンダー登録申請、および改修・入替工数、改修・入替作業単価等の登録申請

B-2型

受発注システム・自己導入型

- ・ パッケージメーカー様による対象パッケージ製品・サービス型番登録申請

補助事業実施にあたり、ご協力をお願いします。

- 指定（メーカー・ベンダー）登録申請、型番登録申請
 - ・ 事務局に型番登録がされた製品が、補助対象となります。
 - ・ 型番登録申請と同様式で（メーカー様・ベンダー様の）指定登録申請も行っております。
- 対象製品証明書、対象サービス証明書：申請者が補助金交付を受けるために必要です。

登録方法等については以下URLをご確認ください。

本補助金の詳細については、ホームページをご確認ください。随時更新されます。

<http://kzt-hojo.jp/>

また、お電話でも問合せを受け付けております。

軽減税率対策補助金事務局コールセンター（受付時間：9時～17時（土・日・祝除く）／通話料有料）

0570 (053) 555 （IP電話等からの番号 **03 (6627) 1316**）



公益社団法人全国有料老人ホーム協会とは
 昭和57年に有料老人ホーム利用者の保護と、ホームを設置・運営する事業者の健全な発展を図ることを目的に設立された団体です。
 平成3年には老人福祉法第30条に規定された団体となりました。
 平成25年、私達協会は内閣府認定の「公益社団法人」に移行し、高齢者の福祉の増進により一層寄与して参ります。

- 協会の業務は、老人福祉法第31条の2に規定されています。
1. 老人福祉法及び関係諸法令を遵守させるための会員に対する指導・勧告等
 2. 契約内容の適正化及び入居者保護を図り、それらのための指導・勧告等
 3. 会員ホーム入居者からの苦情の解決
 4. ホーム職員の資質向上のための研修
 5. 有料老人ホームに関する広報その他協会の目的を達成するため必要な業務



参考：高齢者住まい事業者団体連合会（高住連） 概要

- 発足：平成27年4月1日（平成27年3月18日設立総会）
- 連合会の構成団体

 公益社団法人 全国有料老人ホーム協会（有老協）

 一般社団法人 全国介護付きホーム協会（介ホ協） * 2017年6月特定協から名称変更

 サ住協 (サ住協) * 2019年4月高住協と合併予定
一般社団法人 サービス付き高齢者向け住宅協会

 高齢者住宅協会 (高住協) * 2018年6月高齢者住宅推進機構から名称変更
一般社団法人 Senior Housing Association

■ 体制 2018/7/18～

代表幹事	市原 俊男	株式会社サン・ラポール南房総 代表取締役社長 ▶有老協 副理事長・介ホ協 常任理事・サ住協 理事
副代表幹事	遠藤 健 小早川 仁	SOMPOケア株式会社 代表取締役社長 ▶介ホ協 代表理事 株式会社学研工房ホールディングス 代表取締役社長 ▶サ住協 会長・高住協 会長
幹事	中澤 俊勝 下河原 忠道 廣江 研 長田 洋	スミンフィルケア株式会社代表取締役 ▶有老協 理事長 株式会社シルバーウッド 代表取締役 ▶サ住協 理事 社会福祉法人こうほうえん 理事長 ▶高住協 理事 高住連 事務局長 介ホ協 事務局次長
監査役	吉岡 莊太郎 村山 浩和	公益社団法人全国有料老人ホーム協会 専務理事 一般社団法人高齢者住宅財団 専務理事 ▶高住協 企画運営委員
顧問	国政 貴美子	株式会社ベネッセスタイルケア 顧問 ▶介ホ協 顧問

参考：高齢者住まい事業者団体連合会（高住連） 概要

高住連と各構成団体

住まいの名称	特別養護老人ホーム（特養）	グループホーム	軽費老人ホーム（ケアハウス）	有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅	ご自宅
運営	社会福祉法人	社会福祉法人・民間企業	社会福祉法人	主に民間企業	主に民間企業	
介護						
内付け			<p>一般社団法人 全国介護付きホーム協会 全国介護付きホーム協会 (介ホ協:旧特定協)</p>			
外付け				<p>全国 有料老人 ホーム協会 (有老協)</p>	<p>サービス付き 高齢者向け 住宅協会 (サ住協)</p>	

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

**高齢者住まい事業者団体連合会
(2015年4月1日設立)**

一般社団法人 サービス付き 高齢者向け住宅協会

一般社団法人 高齢者住宅協会
Senior Housing Association

28

参考：高住連2015年度～2017年度事業報告（概要）

概要	具体的内容	効果
1. 設立	● 2015年3月18日設立総会（老健局長出席）	高齢者住まい事業者団体の窓口の設立に評価
2. 外付けサービスの適正な活用	● 2015年「ポイント」 ● 2017年「チェックリスト」	都道府県、ケア協等との評価 大阪府検討会に参画・発表
3. 虐待防止・事故予防の取組み	2015年度 ● 事業所内研修資料の作成・提供 ● 虐待防止研修（全国8会場） 2016年度～2017年度 ● 事故予防・虐待防止研修（計8会場）	事業所内研修資料の有効活用 2015年度研修は2,000名強（非会員も半数） 2016～2017年度研修は900名弱（会員中心）
4. 審議会ポスト	● 療養病床の在り方等に関する特別部会に代表幹事が委員に選任	高齢者住まい業界初の審議会ポスト
5. 介護保険制度改正・報酬改定対応	● 2016年10月28日制度改正意見 ● 2017年4月17日報酬改定意見 ● 2017年9月6日事業者団体ヒアリング ● 2017年11月17日同一建物減算意見 ● 2018年2～3月報酬改定説明会（全国7会場）	同一建物減算の拡大を一定範囲に抑止 説明会には、1000名強の参加
6. 診療報酬改定への対応	● 2015年7月14日意見 ● 2017年4月17日意見	2016年度・2018年度診療報酬改定への働きかけ
7. 他団体連携	地域包括ケアシステム・介護推進事業者団体連絡協議会に参画	署名活動の実施（10万筆） 業界全体+0.54%に貢献

29